

とする「菅平ダム保全管理研究委員会」において対策の検討が行われています。施設の更新や維持管理に、今後とも農業農村整備の推進にご支援ご協力を宜しくお願いいたします。

## 第74回 通常総代会開催される

第74回 通常総代会が去る3月18日に真田中央公民館において上田・東御の両市長をはじめとする来賓の方々、総代66名、役員の出席のもとに開催されました。

当日は、10の議案が提案されました。議事に先だって現在改良区で抱えている賦課金の在り方、今後の事業の取り組み等の課題について、理事長からの諮問を受けている総務及び事業の各委員会から現在の進捗状況についての委員長報告をいただきました。

続いて、議長に上田市山口の小林陽司さんを選出し、議事が行われ、提案された議案は全て原案どおり承認可決されました。

議案の主な内容は次のとおりです。

- 議案第一号 平成24年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
- 議案第二号 平成25年度

一般会計歳入歳出補正予算（第一回・第二回）専決処分の承認について

● 議案第三号 長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正について

● 議案第四号 県営基幹水利ストックマネージメント事業計画変更について

● 議案第五号 平成26年度主な事業計画について

● 議案第六号 平成26年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収について

● 議案第七号 平成26年度現金の預入先指定について

● 議案第八号 平成26年度一般会計歳入歳出予算について

● 議案第九号 平成26年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算について

● 議案第十号 平成26年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算について

※平成24年度決算・平成26年度予算の内訳は記載のとおりです。

## 平成 24 年度 長野県神川沿岸土地改良区決算内容

## ◆農地転用決済金特別会計

## 1. 歳入の部 (単位: 円)

|        |            |
|--------|------------|
| 1. 決済金 | 1,490,320  |
| 2. 雑収入 | 74,538     |
| 3. 繰越金 | 79,857,752 |
| 歳入合計   | 81,422,610 |

## 2. 歳出の部

|        |            |
|--------|------------|
| 1. 繰出金 | 12,000,000 |
| 2. 予備費 | 0          |
| 歳出合計   | 12,000,000 |

## ◆職員退職給与金特別会計

## 1. 歳入の部 (単位: 円)

|        |         |
|--------|---------|
| 1. 繰入金 | 50,000  |
| 2. 繰越金 | 300,383 |
| 歳入合計   | 350,383 |

## 2. 歳出の部

|       |   |
|-------|---|
| 退職給与金 | 0 |
|-------|---|

## ◆一般会計歳入歳出決算

## 1. 歳入の部 (単位: 円)

| 科 目      | 予算額         | 決算額         | 説 明                        |
|----------|-------------|-------------|----------------------------|
| 1. 組合費   | 37,010,000  | 38,149,777  | 経常 9,813,170 特別 28,336,607 |
| 2. 補助金   | 38,997,000  | 33,746,100  | 上田市 東御市                    |
| 3. 繰入金   | 15,000,000  | 15,000,000  | 農地転用決済金会計                  |
| 4. 雑収入   | 906,000     | 435,095     | 貸借料他                       |
| 5. 過年度収入 | 100,000     | 155,190     | 過年度未収賦課金                   |
| 6. 交付金   | 6,336,000   | 6,336,000   | 企業局水門管理費                   |
| 7. 繰越金   | 9,131,000   | 14,568,195  | 23年度繰越金                    |
| 歳入合計     | 107,480,000 | 108,390,357 |                            |

## 2. 歳出の部

| 科 目        | 予算額         | 決算額        | 説 明                                                  |
|------------|-------------|------------|------------------------------------------------------|
| 1. 事務費     | 13,757,000  | 12,845,858 | 事務費・役員報酬・職員人件費・総代会費                                  |
| 2. 選挙費     | 1,831,000   | 227,872    | *総代選挙なし                                              |
| 3. 事務所費    | 230,000     | 129,939    | 事務室経費                                                |
| 4. 財産費     | 50,000      | 50,000     | 職員退職給与金特別会計繰出金                                       |
| 5. 区債及び借入金 | 9,919,000   | 9,917,667  | 和地区元利償還金                                             |
| 6. 負担金     | 59,518,000  | 50,553,260 | 長土連負担金・県営ストマネ事業分担金                                   |
| 7. 維持管理費   | 18,555,000  | 15,507,403 | 菅平ダム 10,841,314<br>水門管理 3,985,500<br>水路など補修費 680,589 |
| 8. 諸支出金    | 620,000     | 504,211    | 賦課金通知書配布手数料 他                                        |
| 9. 予備費     | 3,000,000   | 0          |                                                      |
| 歳出合計       | 107,480,000 | 89,736,210 |                                                      |



平成25年11月に理事長より次のとおり、2つの委員会に諮問があり、平成26年11月を目途に検討会が開催されています。

総務委員会より

総務委員長 神津 敬次

総務委員会では、次の四項目を検討しています。

一、経常賦課金の賦課基準（経常経費）について

二、特別賦課金の徴集目的と賦課基準について

三、賦課金未納縮減対策について

四、定款、規約改正について

委員会では今まで3回の会議をもち、経常賦課金8000円・ダム管理費5000円・左岸水路維持管理費6000円・吉田堰水門管理費3000円の現況ですが、賦課金の内左岸幹線と吉田堰については、それぞれ収支を別科目としたらとの発言もあり検討課題だと考えます。又各堰組合の経理の実態調査を行い、内容を把握する事ができました。

経常賦課金については、各堰の実情と、他の土地改良区の現況も調査し適正額を検討したいと思っています。

又、未納金、定款、規約についても今後検討したいと考えています。

事業委員会より

事業委員長 久保田 洋

事業委員会では次の三項目を検討しています。

一、農業水利施設の適正な管理体制について

二、農業水利施設の計画的な改修について

三、長期計画の策定について

委員会では流域15堰の実態と課題について把握するためアンケートを実施し、このごろ取りまとめたところであります。改修要望のありました8堰については6月中には現地調査をして事業規模を確認する予定です。

事業を実施する場合には堰組合単位となり国、県、市のいずれかの補助事業によることとなりますが一般的には市の補助事業ということになります。この場合堰組合は20パーセントの受益者負担をすることになります。現在水路のほとんどが農業用水路としてばかりでなく、地域の排水、防火用水及び、生活用水路等となって地域全体がその恩恵を受けていることからして、農業者の負担率の軽減を強く要望していくことが必要となります。

今まで改良区でも頭首工（取り入れ口）の工事については受益者分も負担していますが、改良区、堰組合とも限られた予算で事業執行していますので、適正な管理に努め壊れる前に計画的に事業を実施していくことが重要であります。

また、国の農政で平成26年より始まりました日本型直接支払い制度も大いに活用すべきであります。

平成 26 年度 長野県神川沿岸土地改良区予算内容

◆農地転用決済金特別会計

1. 歳入の部 (単位：千円)

|        |        |
|--------|--------|
| 1. 決済金 | 1,000  |
| 2. 雑収入 | 50     |
| 3. 繰越金 | 69,000 |
| 歳入合計   | 70,050 |

2. 歳出の部

|        |        |
|--------|--------|
| 1. 繰出金 | 3,500  |
| 2. 予備費 | 66,550 |
| 歳出合計   | 70,050 |

◆職員退職給与金特別会計

1. 歳入の部 (単位：千円)

|        |     |
|--------|-----|
| 1. 繰入金 | 50  |
| 2. 繰越金 | 400 |
| 歳入合計   | 450 |

2. 歳出の部

|       |     |
|-------|-----|
| 退職給与金 | 450 |
|-------|-----|

◆一般会計歳入歳出予算内容

1. 歳入の部 (単位：千円)

| 科 目      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 説 明                |
|----------|--------|--------|--------------------|
| 1. 組合費   | 31,010 | 37,010 | 経常 9,510 特別 21,500 |
| 2. 補助金   | 21,064 | 23,528 | 県・市補助金             |
| 3. 繰入金   | 3,500  | 3,500  | 農地転用決済金会計          |
| 4. 雑収入   | 1,220  | 3,326  | 貸借料他               |
| 5. 過年度収入 | 100    | 100    | 過年度未収賦課金           |
| 6. 交付金   | 7,536  | 6,336  | 企業局水門管理費           |
| 7. 繰越金   | 9,800  | 7,800  | 25 年度繰越金           |
| 歳入合計     | 74,230 | 81,600 |                    |

2. 歳出の部

| 科 目        | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 説 明                                       |
|------------|--------|--------|-------------------------------------------|
| 1. 事務費     | 12,884 | 15,016 | 事務費・役員報酬・職員人件費・総代会費他                      |
| 2. 選挙費     | 6      | 6      | 総代選挙                                      |
| 3. 事務所費    | 230    | 230    | 事務所経費負担金                                  |
| 4. 財産費     | 50     | 50     | 職員退職給与金特別会計繰出金                            |
| 5. 区債及び借入金 | 9,919  | 9,919  | 和地区元利償還金                                  |
| 6. 負担金     | 13,270 | 30,388 | 県営ストックマネジメント事業 適正化事業                      |
| 7. 維持管理費   | 36,458 | 24,578 | 菅平ダム 15,341<br>水門管理 4,036<br>水路等補修費 3,000 |
| 8. 諸支出金    | 413    | 413    | 金融機関手数料 賦課金通知書記布手数料                       |
| 9. 予備費     | 1,000  | 1,000  |                                           |
| 歳出合計       | 74,230 | 81,600 |                                           |

## 26年度の賦課基準と賦課徴収について

### 賦課基準

|             |              |            |             |      |
|-------------|--------------|------------|-------------|------|
| ・ 経常賦課金     | 800円(10aあたり) |            |             |      |
| ・ 特別賦課金     | ダム維持管理費      | 500円       | 左岸幹線水路維持管理費 | 600円 |
|             | 吉田堰維持管理費     | 300円       |             |      |
| ・ 償還金分特別賦課金 | 991万7千円      | 吉田堰工事特別賦課金 | 1,100円      |      |

### 徴収期限

平成 26 年 7 月 1 日  
ただし、償還金分特別賦課金は平成 27 年 2 月 17 日

※口座振替の方は 7 月 1 日に振替えますので残高の確認をお願いします。

現金で納入される方はお近くの信州うえだ農協金融窓口か改良区事務局で、上田市・東御市以外にお住まいの方は郵便局で期日までに、お支払をお願いいたします。(他の金融機関では振込み手数料が本人の負担となります。)

平成 20 年度以降の未収金状況は下記のとおりです

| 年 度 | H20    | H21     | H22     | H23     | H24     | H25     | 合計 (円)    |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 未収金 | 86,860 | 158,230 | 264,090 | 348,340 | 420,430 | 496,210 | 1,774,160 |
| 件 数 | 37     | 43      | 51      | 64      | 78      | 96      | 369       |

## 平成26年度主な事業計画

### ① 基幹水利施設ストックマネジメント事業「神川左岸地区」……………45,000千円

神川左岸幹線水路は全長 13.5km の総延長を持つ主要な水路ですが、築造から 40 年を経て、老朽化が進んでいます。今年度は漏水事故の多い岩清水サイフォンの上・下流の改修工事を予定しています。

### ② 基幹水利施設ストックマネジメント事業「吉田堰地区」……………30,000千円

吉田堰は機能診断を行うなかで老朽化による破損、漏水箇所の補修をすすめてきました。今年度も開水路、ゲート等の補修を行っていく予定です。

### ③ 土地改良施設維持管理適正化事業「岩門堰地区」……………318千円

### ④ 農業農村整備基盤整備事業「菅平地区」……………4,969千円

## 平成26年度

## 堰組合長会議が開催された。

- ① 菅平ダムの平成 25 年度運用実績と 26 年度運用計画について
- ② 各堰の水門管理状況報告について
- ③ 各堰の安全管理と水門管理日誌の記帳依頼について
- ④ 平成 26 年度の水門管理費について

などが協議されました。

課小幡係長から「菅平ダムの現状と課題について」お話しをいただきました。内容は次のとおりです。



平成 26 年 5 月 8 日(木)午後 1 時 30 分より真田地域自治センターにて春の各堰組合長会議が行われました。県地方事務所・県企業局・菅平発電所・上田市土地改良課及び浄水管理センター職員にも同席いただき、これから始まる、シロカキ・田植の準備の為の各堰からの要望、課題などの検討を行いました。又、上小地方事務所農地整備

組合長や役員さんには、水門・用排水路等の管理、施設の危険防止、安全対策等をお願いしています。皆様のご協力をお願いします。

本稿は、ダムの建設から45年が経過した施設の状況や抱えている課題、また、それらに対する現在の対応状況についてお伝えするもので、今後の土地改良区の運営等を検討していただく際の参考になれば幸いです。



## ①農地（菅平ダム受益面積）の減少

| 建設当時の計画 | 現 在     | 増減      |
|---------|---------|---------|
| 1,979ha | 1,281ha | 698haの減 |

## ②貯水容量の不一致

計画当時とダムの運用開始後の体積の算出方法の違いにより、貯水容量（総貯水量）が小さくなっています。

| 計 画                  | 現 在                  | 増減                     |
|----------------------|----------------------|------------------------|
| 345万1千m <sup>3</sup> | 299万7千m <sup>3</sup> | 45万4千m <sup>3</sup> の減 |

## ③土砂堆積の進行

上流域から流入する土砂が年々ダムに堆積し続けています。直近 10 年間では毎年1万m<sup>3</sup>ずつ増加している状況となっています。

| ①総貯水量                | ②現在の堆砂量             | 有効貯水量（①－②）           |
|----------------------|---------------------|----------------------|
| 299万7千m <sup>3</sup> | 37万3千m <sup>3</sup> | 262万4千m <sup>3</sup> |

ダムの建設後45年が経過し、状況の変化が生じてきています。以下のような

状況の変化

## H24.10.26 菅平ダム堆砂状況写真



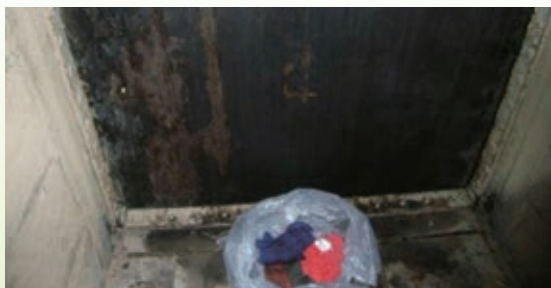
## ④施設の老朽化

ダムの表面や端部のコンクリートに劣化が見られるほか、ゲート類は塗装の剥離や錆が発生しています。

## ダム表面、端部のコンクリートの劣化



## 取水ゲート内部写真



## ダム管理棟内機器



ダム管理棟内の電気関係機器類は、一般的な製品寿命（耐用年数）を超過しているものもあります。

## 課題

## ① 大規模な施設の補修・更新

前頁④のとおり、施設が老朽化しているため、メンテナンス（保守）頻度が増してきており、それに伴って修繕費用等の維持管理費が増加傾向にあります。また、耐用年数を超過した機器類はいつ壊れてもおかしくない状況であり、今後も適切にダムを運用していくための大規模な補修・更新が必要な時期を迎えているといえます。

## ② 水利権更新

河川の水をかんがいや上水道、発電に用いるため、また、ダムに水を貯留するためには河川管理者の許可を得る必要があります。菅平ダムの貯留に関しては現在、平成 28 年 3 月まで認められています。

しかし、前述のように、土砂が毎年 1 万 m<sup>3</sup> ずつ堆積し続けた場合、何年か後には下流の各堰が必要としている貯水量を確保できない事態となります。このため、河川管理者（ダムの場合は国土交通省）に対しては、次回の更新手続きまでには、堆積土の排出対策の実施により将来的にも貯水量を確保できる見通しであることを示さなければ権利の更新ができないという可能性もあると考えています。



## 対策と対応

### ① 菅平ダム保全管理研究委員会

上記の課題に対応するため、今後に必要な対策等について、平成 25 年 8 月に共同事業者及び関係市町村から委員を選出し、「菅平ダム保全管理研究委員会」（委員長：神川沿岸土地改良区の箱山理事長）を発足して検討しています。平成 25 年度は主に課題の抽出や各委員の情報共有を行いました。本年度は整備等の方向性を決定するとともに詳細の調査や概算事業費等を見積もる予定となっています。

### ② 機能診断及び機能保全計画

委員会での検討の前段階では、平成 22～23 年度に補修や補強が必要な施設の調査や、それらの補修・更新に必要な費用の試算を行っています。この時点では、ゲートや電気設備等の補修更新費用に約 6 億円、堆積土の排出対策等に約 13 億 5 千万円、合計 19 億 5 千万円が必要という試算結果となっています。

### ③ 想定される対策事業の内容

各共同事業者は対策費用の負担に限度があり、導入事業に国庫補助を充当したとしても、試

算結果の 19 億 5 千万円という事業をそのまま実施することは難しいと考えています。これ以上、「管理費が増加しないように」「堆砂が増加しないように」という考え方のもと、あらためて事業費の限度を設定した上で、

- ・ゲート関係、電気関係設備の更新整備（自動化）
- ・土砂の流入抑制対策（貯砂ダム）
- ・土砂搬出先の確保といったことを優先的に実施していくことが考えられます。

## おわりに

ダムは将来にわたって地域発展の礎として不可欠であり、次の世代に良好な状態で引き継ぐことが現在に生きる私たちの使命であると考えています。そのためにはまず、施設の補修・更新や水利権更新に向けた堆砂土の排出対策の事業化が必要不可欠です。で、今後とも土地改良区組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

# 菅平ダムの歴史と現状について

会計担当理事 久保田 良和

菅平ダムは、先人達の汗と知恵を結集し、幾多の困難を乗り越え昭和 43 年 10 月に完成しました。

ダム完成にさきがけて、当改良区は昭和 27 年 5 月 26 日設立され、その目的は、神川水系 15 の取り入れから成る各堰の維持管理と農地のほ場整備等の開発を柱とし、当時の神川村役場の一室に事務所が置かれ一市一〇村からなる受益面積 1979 ヘクタールの改良区でありました。

この地域は、有史以来年間

降水量が概ね 900 mm 以下と寡雨な状況であり水争いが絶えず農業用水に苦慮していましたので、神川上流部（大洞地区）に水ガメ【ダム】を建設することが悲願でありました。

丁度そのころ、ダム予定地の上流部の四阿山（2354 m）裾野で、国の産業政策の下、鉱毒事業の試掘が許可され始まっていました。当時、須坂市仁礼地区、足尾銅山等全国的に鉱毒水問題が発生し汚染問題が多発しており、も





し神川が汚染されれば生活、農業全般に被害が拡大され死の川となり、壊滅的な打撃が予想されることから、当時の神川村長（故堀込義雄氏）が中心となり対策委員会が設立され、反対運動を展開し、一年半後の昭和28年7月10日に上田城址跡市営グラウンドに農家、婦人会、JA関係者及び各種団体等、総勢3000人が集結し決起集会が開催され、この願いが届き、昭和28年9月29日に国の試掘許可が却下され、神の水は汚染されることなく今日に継承されています。

そして、この時の思い、連帯感、一体感が菅平ダム建設に突き進んでいくことになりましたが、ダム建設の許可は平坦な道ではありませんでした。

その理由は、計画当初は農業用水のみのダムとして考えていましたのでダム建設の事業費約12億円の地元負担分25%の工面が建たず、又、国の基準の投資効果からも難しいダムと評価され10年の歳月が流れる事になります。

改良区の初代理事長（故倉島蔵二氏）はこの対策に奔走し、ズクを出し・汗を出し・知恵を出し建設にこぎつけることになりました。それは、当初の農業用水のみのダムから水道（上田市）・発電（長野県企業局）及び菅平の別荘開発の利水ダムとして、活路を見出し改良区設立か

ら10年余の歳月を経て昭和37年度に国の認可を得て事業計画がスタートし、昭和41年7月13日ダムの定礎式を行い、2カ年余の歳月をかけ、昭和43年10月に完成し通水が始まりました。

先達の血のにじむ努力により築かれた菅平ダムは、万世に継承すべき財産であり、かけがえのない地域資産として、後世に語り続けなければならないと考えています。

さて皆さん、菅平ダムも完成から45年余が経過しました。この間農業用水、水道及び発電として地域の生活、産業発展になくてはならない

【水】となり、その恩恵は量り知れません。しかし、私達人間と同じく年を重ねてきますとあちらこちら病んで医者に係り治療することになります。菅平ダムも同様であり、平成22年・23年度に国の補助を頂き4つの調査項目について現状診断を行って頂きました。

### 一、ダム本体

貯水機能、利水機能に関する構造的に深刻な機能低下は確認されなかった。このため、コンクリート骨材の反応抑制など、軽微な補修により堤体はその機能を維持できると判断された。

### 二、電気・ゲート機械類

一部は定期診断により、更新・補修が行われているが、設備のほとんどは耐用年数が経過している現状に

あり、計画的な更新が必要であり対策が急務である。

### 三、ダム周辺設備

管理棟のダム内斜面、及び堤体左岸下流部の地山露出部では、浸食が著しく対策が急務である。

### 四、ダムのなかの堆砂

堆砂量が37万 $\text{m}^3$ と許容量（20万 $\text{m}^3$ ）をはるかに超えており、このまま放置した場合有効貯水量の減少と、堤体安定の低下を招く恐れある。

これらの診断結果を受け、改良区では理事から成る事業対策委員会を設けて検討しております。

一・三の課題は対応方法も幅広くあり、各施設の健全度アップも容易と考えています。

四のダムのなかの堆砂の課題ですが、早急に許容量の差（17万 $\text{m}^3$ ）を搬出することが必要であります。ストックヤードを数か所に確保しなければならぬ、また、その搬出の有効利用方法、今後堆砂土をダム内に流入させない為の施設等の対策が急務であり、膨大な事業費が見込まれ頭の痛い課題であり、利水者（農業者・水道者・発電者等）だけで、その費用負担をすることは、今日の農業情勢から大変難しいと考えています。

これらの課題は、水利権との絡みもあり平成28年度当初までに解決することが国土交通省から求められているため、国、県、市当局の指導を

頂きながら最善な道を模索しております。

水利権は、祖先や先人達が大変なご苦労を重ねて得た権利であり、子達や孫に正しく伝え継承していかなければなりません。

昨年の水不足がニュースになりましたが、菅平ダムのお陰で疑問もなく秋の収穫が出来ました事も忘れてはなりません。

【水】の有りがたさ【神川】の有りがたさ【菅平ダム】の有りがたさを再認識頂き、これからも事業運営にご理解・ご協力をお願いいたします。

## 改良区からのお願い

こんなときは必ず土地改良区へ  
届出をお願いします

賦課金の算定基礎は毎年4月1日現在の神川沿岸土地改良区の土地台帳の面積です。土地改良区の土地台帳の面積・組合員の変更は、公共機関（法務局・市・農業委員会）などに農地の転用や異動の手続きをしても、ご本人が直接土地改良区へ届出しなければ変更できません。

従って届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、十分にご注意下さい。

### 組合員資格の変更や農地を異動した場合 『組合員資格得喪の通知書』の提出を！

1. 農地の全部又は一部を売買・貸借・交換・贈与したとき
  2. 組合員が亡くなられたとき、経営を移譲したとき
  3. 農業者年金（経営移譲年金）を受けようとするとき
  4. 住所を変更したとき
- 上記に該当する場合は『組合員資格得喪の通知書』を土地改良区へ提出してください。これにより土地改良区の土地台帳・組合員名簿が変更されます。

### 農地を転用する場合 『農地転用等の通知書』・『地区除外申請』 の提出を！

1. 農地を転用するとき（田・畑を宅地・道路等にするとき）
  2. 公共事業（道路改修・河川改修）で農地が買収されたとき
- このような場合は転用組合員と転用関係者連名で『農地転用等の通知書』と『地区除外申請書』を土地改良区へ提出してください。
- 農地を転用する場合はその外に決済金が必要です。転用により受益面積が減ってしまうと、残った農家の土地改良施設を維持する負担が増えてしまうので、農家負担の公平を図るため土地改良法第42条の規定により、決済金を納めていただくこととなっております。

決済金 1. mあたり30円

※左岸水路に係る地域は70円（改良区50円・左岸協議会20円）

※農地を売買・貸借する場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。

このため、賦課金の未納や滞納がある場合はそのまま引き継がれますのでご注意ください。

※公共事業用地（道路・河川・公園・建物等）として売却・寄付される場合も決済金の納付が義務づけられています。

※農振地域の田畑は「農業振興地域の整備に関する法律」により事前に除外申請の手続きが必要です。

## 編集後記

富国強兵・殖産興業の象徴である富岡製糸場がユネスコの世界文化遺産に登録される見通しという。

今ではすっかり衰退してしまった養蚕業であり、かつては桑畑であったが今は遊休荒廃地となっている農地も少なくありませんが、「お蚕様」が改めて注目をあびることになりそうです。

養蚕技術は、稲作技術と前後して日本に伝わってきたと言われていますが、いろいろな言伝えがあり、古事記や日本書紀には幾つかの説話がありますが、5千年とも言われる長い養蚕の歴史を経て、世界において日本以上にシルクで発展した国はありません。

吉田堰沿いにある表木神社には養蚕の神を祀る「蚕影山」があり、中世末期から養蚕業が我が国の基幹産業であった昭和中期まで、広く信仰を集めてきた往時が偲ばれます。

シルクロードは、古代中国の絹が中央アジアを経てヨーロッパへ伝えられた道であるが、日本にとっては、日本こそがシルクロードの終着点であったといえるのではないのでしょうか。

みどり  
水士里ネット神川

（長野県神川沿岸土地改良区）

〒386-2292

長野県上田市真田町長 7178-1

上田市真田地域自治センター内

TEL/FAX (0268) 72-0355